

第24号議案

足立区建築審査会条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区建築審査会条例の一部を改正する条例
足立区建築審査会条例（昭和58年足立区条例第21号）の一部を次
のように改正する。

第2条第1項中「もつて」を「もって」に改める。

第3条第3項第3号及び第4号中「あつた」を「あった」に改める。

第4条第3項中「もつて」を「もって」に改める。

第9条第2項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種」を「そ
の他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種」に
改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

足立区職員の旅費に関する条例の改正に伴うものほか、規定を整備す
る必要があるので、この条例案を提出いたします。